

# 兵庫県発注の建築工事におけるスライド条項適用事例と課題について

原田 哲也<sup>1</sup>

<sup>1</sup>兵庫県教育委員会事務局財務課（〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

兵庫県立病院建築工事において、建設工事請負契約書第25条に基づく増額の全体スライド及びインフレスライド<sup>1</sup>の請求があった。兵庫県が発注する建築工事では前例が見られず、非常に貴重な事例となった。

スライド条項による請求に伴う業務を通じて得られた課題から、今後の業務を円滑に進め、受注者へのわかりやすく説明を行うためには、スライド変更額の算定方法の明確化が必要と考えた。そこで、スライド請求時の発注者側の積算額は、物価指数の上昇値などの受注者にわかりやすい数値を用いて算出することを提案する。

キーワード アカウンタビリティ 契約 施工

## 1. 論文の目的

兵庫県が発注する県立尼崎・塚口統合新病院第1期建築工事（以下、「本工事」という）において、工事請負契約書の全体スライド条項とインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更請求があった。本県営繕工事では全体スライド条項に基づく増額請求の前例はなく、インフレスライド条項の適用も初めてのことであるため、非常に貴重な事例である。また、近年中に東京オリンピックや震災復興、その他の経済政策等がインフレーションを引き起こす可能性もある。このため、本稿では今回の2つのスライド条項による請求に伴う業務を通じて得られた課題を整理し、今後のスライド条項による請求に伴う業務を円滑に進めるための提案を行うことを目的とする。

## 2. 全体スライド条項とインフレスライド条項の概要

全体スライド条項は、公共工事標準請負契約約款第25条第1項に示されているとおり、発注者または受注者が賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときに相手方に対し

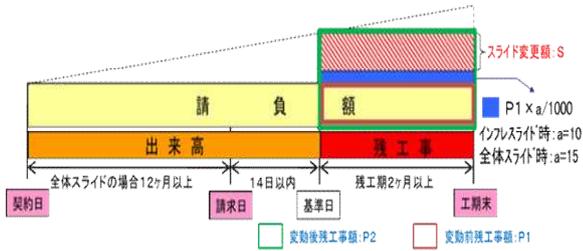
て請負代金額の変更を請求することができるものである。また、インフレスライド条項は、公共工事標準請負契約約款第25条第6項に示されているとおり、予期することのできない特別の事情により、急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、請負代金額の変更を請求することができるものである。

全体スライド条項とインフレスライド条項の違いは表1に示す通りであり、スライド変更額の算定方法は図1に示す通りである。

表1 全体スライドとインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	インフレスライド (契約書第25条第6項)	単品スライド (契約書第25条第5項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 (運用通発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した後、後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	本通運に基づき、賃金水準の変更がなされた後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた「1%」を採用。)

図1 スライド変更額の算定方法



増額時のスライド変更額Sの算定式  
 $S = [P2 - P1 - (P1 \times a / 1000)]$   
 a: 全体スライドの時a=15、インフレスライドの時a=10  
 P1: 変動前残工事額  
 (請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負金額を控除した額)  
 P2: 変動後残工事額  
 (変動後(基準日)の資金等を基礎として算出したP1に相当する額)  
 (P = a × Z、a: 請負率、Z: 累積算額)

3. 本工事におけるスライド条項適用状況

(1) スライド条項が適用された工事の概要

本工事においては、資材費、労務費の高騰を背景に2013年8月に全体スライド条項に基づく請求、2014年3月にインフレスライド条項に基づく請求があり、請負代金の増額が認められた。以下に本稿に関係する設計・工事の概要を示す。

- 工期 : 2012年8月29日～2015年1月29日
- 請負金額(当初) : 12,465,600(千円)
- 請負者 : 熊谷・明和・丸正特別共同企業体
- 構造・階数 : 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
地上11階地下1階塔屋2階
- 延床面積 : 77,377.76㎡
- 設計内訳書の全細目数にしめる見積項目数 : 全約4100のうち約3100
- 徴収した見積数 : 約160(メーカーの重複あり)

(2) スライド条項の適用状況

① 全体スライド条項

- 請求日 : 2013年8月29日
- 基準日 : 2013年9月11日
- 設計金額から算出した基準日における出来高率 : 26.4%
- 工事進捗状況 : 免震装置の取り付け完了鉄骨工事は地下部分のみ完了

② インフレスライド条項

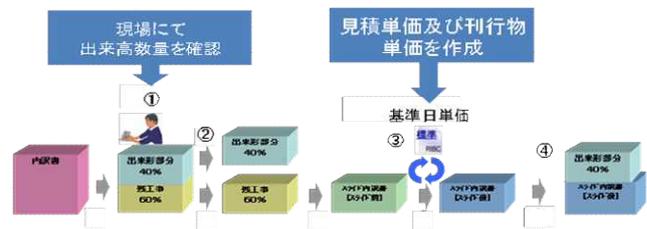
- 請求日 : 2014年3月31日
- 基準日 : 2014年4月1日
- 設計金額から算出した基準日における出来高 : 44.4%
- 工事進捗状況 : 鉄骨建方は9階から11階までの工事中、1階内装工事中、外装工事中

4. スライド変更額算出のために必要な作業

全体スライド条項による請求された2013年8月時点では、建築工事における運用マニュアルが存在しなかった。このため、兵庫県の土木工事標準積算基準書の「工事請負契約書第25条(スライド条項)の減額となる場合の運用について」を基本として、他自治体の適用事例などについてヒアリングを行ったうえで、増額となる場合の独自の運用基準を定め、スライド変更額を算出した。また、インフレスライド条項は、全県的な取り扱いとなったことから、兵庫県県土整備部において運用マニュアルが作成され、これによりスライド額を算出した。スライド変更額の算定にあたり、以下のアからウの作業を行った。

- ア 基準日における出来高数量を確認
- イ 基準日におけるメーカー見積の徴収及び市販の単価本を入手し、基準日時点の見積単価及び刊行物単価(以下「基準日単価」という。)を作成
- ウ 内訳書作成ソフトウェア上で基準日単価による内訳書を作成

図2 内訳書作成ソフトウェア上での作成手順



- ① 内訳書作成ソフト上で出来高数量を入力
- ② 内訳書作成ソフトにおいて出来高内訳書と残工事内訳書を作成
- ③ 残工事内訳書の単価を基準日単価に入れ替え
- ④ 出来高内訳書とスライド後内訳書を合体し、スライド後の共通費を算出

## 5. スライド条項の課題

受注者より請負代金の請求がなされた結果、発注者側、受注者側に次に掲げる膨大な作業が発生した。発注者としては、事務量の増加に伴う他業務への影響などの問題も発生した。

### (1) 受注者における作業負担

- ①残工事量の算定
- ②スライド変更額の根拠の作成などの作業が発生

### (2) 見積単価の作成（発注者側の負担）

- ・設計時に見積書を徴収した最安値メーカー（約160社）すべてに見積書の作成を依頼
- ・見積書の提出に約1～2ヶ月必要
- ・見積書の確実な提出のためメーカーへの個別の説得が必要
- ・見積項目数が膨大なため単価表の作成にも時間がかかる

### (3) 受注者との合意交渉（発注者、受注者双方の負担）

受注者から次の要望があり、スライド変更額の承諾にかなりの時間を要した。

- ・県の採用する見積単価や刊行物単価に基づく新単価が低いと思われる
- ・新単価を公開してほしい（内訳書の情報公開請求は、工事完了後に限り応じているため、できないと回答）
- ・受注者と下請業者との取引価格に基づき、新単価を見直してほしい

## 6 スライド条項適用にあたっての検討課題と提案

- (1) **検討課題**：業務量の削減と見積単価表の作成の省力化、受注者へのわかりやすい説明のためスライド変更額の算定方法の明確化、受注者の作業量軽減が必要といえる。

**検証①**：(ア)（一財）建設物価調査会から毎月発行される建設物価指数月報に記載されている工種ごとの物価指数から基準日時点の物価上昇率を算出する。

- (イ) 実際の残工事量に(ア)で算出した物価上昇率を掛けてスライド変更額を算出し、実際に基準日単価で算出したスライド変更額と比較する。

### 検証①の1 全体スライド時について

工種別のスライド変更額の上昇率と物価指数の上昇率の比較

工種	基準日単価により算出したスライド変更額の上昇率	物価指数の上昇率
仮設	8.4%	2.3%
土工・地業	-0.1%	2.1%
躯体	9.1%	9.5%
仕上	2.9%	2.6%

### スライド変更額の比較

	基準日単価により算出したスライド変更額	物価指数の上昇率を用いて算出したスライド変更額
直接工事費	392,598 (千円)	392,007 (千円)

(考察) 仮設工事と土工・地業工事の物価上昇率に多少の乖離がみられたが、設計価格の増加分の金額には大きな差が見られなかった。

### 検証①の2 インフレスライド時について

工種別のスライド変更額の上昇率と物価指数の上昇率の比較

工種	基準日単価により算出した県積算額の上昇率	物価指数の上昇率
仮設	5.6%	6.5%
土工・地業	0%	1.2%
躯体	10.5%	11.2%
仕上	2.1%	1.9%

### スライド変更額の比較

	基準日単価により算出したスライド変更額	物価指数の上昇率を用いて算出したスライド変更額
直接工事費	209,096 (千円)	212,443 (千円)

(考察) 各工種とも物価上昇率には大きな乖離は見られず、スライド変更額にも大きな差が見られなかった。

検証②：(ア) 検証①で使用した実際の残工事量ではなく、受注者が作成する毎月末の工事進捗状況報告書における工種別の出来高率を利用し残工事量を算出する。

(イ) (ア)で算出した残工事量に検証①で算出した工種ごとの物価指数の上昇率を掛け、基準日時点のスライド変更額を算出し、実際に基準日単価で算出したスライド変更額と比較する。

(2) 提 案

スライド請求時の請負代金変更額の算定方法として、現在の取り扱いだけでなく以下の取り扱いを採用することを提案する。

- ① 受注者の進捗状況報告書の工種別出来高率を用いて残工事量を算定
- ② 新たに基準日単価を作成する代わりに物価指数の変動率からスライド変更額を算定
- ③ 受注者の負担割合（全体スライド時：1.5%、インフレーション時：1.0%）の引き上げ

この提案の効果としては、次のことが考えられる。

- ① 請負代金変更請求の際に受注者による残工事内訳書、スライド変更額の根拠となる内訳書を作成する必要がなくなるため受注者負担が軽減
- ② 取り扱いを定め周知することによる、受注者との協議時間の短縮
- ③ 発注者側の基準日単価作成などの負担が軽減

検証②の1 全体スライド時について

	基準日単価により算出したスライド変更額	受注者出来高率と物価指数を用いて算出したスライド変更額
直接工事費	392,598 (千円)	422,538 (千円)

検証②の2 インフレスライド時について

	基準日単価により算出したスライド変更額	受注者出来高率と物価指数を用いて算出したスライド変更額
直接工事費	209,096 (千円)	189,948 (千円)

(考察) 受注者出来高率を採用すると全体スライド時で約3000万円、インフレーション時で約1000万の乖離が生じているが、請負金額の0.3%未満であり大きな支障はないと考える。

注) 本論文は、2016年3月末まで在籍した兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課において担当した物件について執筆したものである。